

(8)その他荷役料金 (参考)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

1. 上屋入れより接岸本船へ移送し本船積する場合

(1 トンにつき 単位円)

| 品 目 | 船積料金 | 分担金等 | 合 計 |
|---------|----------|------|----------|
| パレタイズ貨物 | 3,752.50 | 9.75 | 3,762.25 |
| 一 般 雑 貨 | 5,074.40 | 9.75 | 5,084.15 |

- (注) (1) 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 接岸本船へ横持ちするトラック料金を別途申し受けます。
- (3) 本料金を適用する作業において、半夜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途申し受けます。

2. 保管料は搬入日より 1 日 1 トンにつき 67 円を別途申し受けます。

3. 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸しが出来ない場合、手伝料金として 1 トンにつき、259 円を別途申し受けます。

4. 船積事務処理費

本料金は、次の輸出貨物船積ケース別に対する関連業務及び諸事務行為の対価であります。

- (1) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い直行CY渡しの場合
全品目 1 トンにつき 1,210 円を申し受けます。
- (2) 上屋入れ後 CFS へ搬入又は工場等から CFS へ搬入する場合
全品目 1 トンにつき 1,340 円を申し受けます。
- (3) 1 荷口の最低料金
全品目 1 件につき 7,000 円を申し受けます。

5. 危険品輸出船積料金は、個別協議料金とします。

6. 引取り貨物料金

上屋入れより保管、倉出し、車積みまでの作業

(1) 外貨引取

(1 トンにつき 単位円)

| 貨 物 名 | 金 額 |
|---------|----------|
| 一 般 貨 物 | 4,280.00 |

- (注) 保管料は搬入日より 1 日 1 トンにつき 67 円を別途申し受けます。

(2) 内貨引取り

(1トンにつき 単位円)

| 貨物名 | 金額 |
|------|----------|
| 一般貨物 | 3,610.00 |

(注) 保管料は搬入日より1日1トンにつき67円を別途申し受けます。

7. 附 帯 作 業

(1) 輸出貨物改品検査料 (荷繰り、倉出し入れ作業料、運搬料、開梱作業料を含む)

1個 1トン以下のもの 1個につき 6,000円

1個 1トンを超え2トン以下のもの 1個につき 7,500円

ただし、1個につき2トンを超える貨物、現場検査及びコンテナ扱いの場合は、実費を申し受けます。

(2) 輸出貨物マーク訂正料 (刷込を含む)

カートン 1個につき 500円

木箱 1個につき 1,230円

ただし、1トンを超える貨物は実費を申し受けます。

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。